



LEGAL ARTICLE

2019年10月

輸出入貨物の原産地証明に関する改正通達第 62/2019/TT-BTC 号

日本およびベトナムを含む 11 か国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（「CPTPP」）が、2018年12月30日に発効し、ベトナムでは2019年1月14日に発効した。原産地証明については、現行規定として、輸出入貨物の原産地証明に関する2018年4月20日付財務省通達第38/2018/TT-BTC号（「38号通達」）が施行されているが、CPTPPの発効にあわせ、38号通達を修正・補充する通達第62/2019/TT-BTC号（「62号通達」）が2019年9月5日に公布され、同年10月21日から施行されている。以下、62号通達の主な内容を紹介する。

1. CPTPP の枠組みに基づく特恵関税率適用の対象となる輸出入貨物の原産地確定

a. 原産地証拠の提出

62号通達によると、CPTPPの枠組みに基づく特恵関税率の適用のための手続を以下の通り新たに定められた。

- 輸入税関手続を行う際、税関申告者は◇輸出者または生産者が発行する貨物原産地自己証明書、または、◇CPTPP 締約国である輸出国の管轄機関が発行する貨物原産地証明書（C/O）を税関に提出しなければならない。
- 輸入税関手続を行う時点で特恵関税率の適用のための申告を行わない場合、税関申告者は、税関申告時に貨物原産地証明書を追加提出することを明確にした上で、税関申告書の登録日から12か月以内に、原産地を申告し、貨物原産地証明書の原本を税関に提出しなければならない¹。

b. 貨物原産地証明書の必要的記載事項

62号通達によると、貨物原産地証明書の必要的記載事項は以下のものを含む。

- 輸出者または生産者（証明者は輸出者と生産者を区別して記載しなければならない。）
- 証明者の名称、国名を含む住所、電話番号およびメールアドレス。
- 輸出者が証明者でない場合、輸出者の名称、国名を含む住所、電話番号およびメールアドレスを記載する。
- 生産者が証明者または輸出者でない場合、生産者の名称、国名を含む住所、電話番号およびメールアドレスを記載する。
- 輸入者の名称、国名を含む住所、電話番号およびメールアドレス。

¹ 62号通達第1.4.2条



- 貨物の説明および HS コード
- 原産地の判断基準
- 有効期限（12 か月以下）
- 日付および証明者のサイン

また、貨物原産地証明書が英語でない場合、税関申告者がベトナム語または英語に翻訳し、訳文の内容に責任を負うと規定した。その他、輸出者、製造者および輸入者の住所は、CPTPP 締約国内の住所でなければならない。²

2. 貨物原産地証明書が却下される場合

貨物原産地証明書が税関によって却下される場合は以下のとおり規定される

- 優遇税率の条件を満たさない貨物である場合。
- 税関は輸入手続実施時において、適用法令に従って貨物原産地証明に必要な情報がない場合。
- 原産地証明書を発行した輸出車、製造者または管轄当局はベトナム税関総局から書面による追加説明が送付される日から 180 日以内、所定の追加要求に返信せず、または所定の必要な情報を提供しない場合。
- 原産地証明書を発行した輸出車、製造者または管轄当局はベトナム税関総局から書面による在輸出国現場検証の要求の受領日から 30 日以内、所定の要求に返信しない場合³。

² 62 号通達第 1.4.3 条

³ 62 号通達第 1.4.8 条



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小林亮 Ryo Kobayashi / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram

Tel: +84-(0)28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小幡葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-(0)24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.